

## 宿日直手当の額を定める規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

令和2年4月8日からの県立学校再開に向け大分県立くじゅうアグリ創生塾（以下「アグリ創生塾」という。）の寮生が県外から帰県するに当たり、新型コロナウイルス感染防止対策のため、2週間程度寮において経過観察を行うこととなった。現在、寮の宿直業務は、舎監（竹田市非常勤職員）が行っているが、高齢のため感染リスクの観点から勤務することが困難であることから、アグリ創生塾の職員が大分県立久住高原農業高等学校（以下「久住高原農業高校」という。）の生徒等に対する生活指導等のために行う宿直業務を宿日直手当の支給対象に追加するもの

### 2 改正内容

宿日直勤務手当の支給対象となる特殊な宿日直勤務に、アグリ創生塾の職員が行う宿直勤務を追加する（第2条第2項関係）。

業務内容

（現 行）

アグリ創生塾における日直勤務（16：45～20：45）

（改正後）

アグリ創生塾における日直及び宿直勤務（16：45～8：00）

※施設の管理、連絡対応及び久住高原農業高校の寮生等への生活指導（食事、入浴、清掃等）を行う特殊な日直及び宿直業務

手 当 額…6, 100円（勤務時間が5時間未満の日直については3, 050円）

### 3 施行期日

令和2年4月8日

## 宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
3 (略)	<p>第一条 (略)</p> <p>(特殊な宿日直勤務等の額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千百円とする。ただし、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五十円とする。</p> <p>一 大分県立くじゅうアグリ創生塾に勤務する職員が大分県立久住高原農業高等学校の生徒等に対する生活指導等のために宿日直勤務</p> <p>二 〓五 (略)</p>	3 (略)	<p>第一条 (略)</p> <p>(特殊な宿日直勤務等の額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千百円とする。ただし、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五十円とする。</p> <p>一 大分県立くじゅうアグリ創生塾に勤務する職員が大分県立久住高原農業高等学校の生徒等に対する生活指導等のために宿日直勤務</p> <p>二 〓五 (略)</p>